

平成 30 年 9 月 27 日

グリーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました ～太陽光発電建設等請負事業者の顧客開拓のための ビジネスマッチング行為について～

産業競争力強化法に基づく「グリーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業に関する照会に対して、金融庁から回答がありました。

1. 「グリーゾーン解消制度」の活用結果

(1) 新事業の概要

太陽光発電関連業を請け負う事業者（以下「当該事業者」）が、顧客開拓の方法として、提携先金融機関から、①太陽光発電事業を行いたい土地を持っていない者と、②太陽光発電に適した遊休土地を所有しているが自身では発電事業を行う予定のない顧客の紹介を受け、マッチングする事業を検討しています。本事業において、①の顧客が太陽光発電事業を開始した、又は②の顧客からの土地の取得が成約した場合、当該事業者から当該金融機関にビジネスマッチング手数料を支払います。

(2) 照会内容

今般、当該提携先金融機関が、これら①②を紹介し、ビジネスマッチング手数料を收受することが、銀行法第 10 条第 2 項の「その他の銀行業に付随する業務」に該当するかについて、当該事業者から照会がありました。なお、本紹介業務では、宅地建物取引業法第 2 条第 1 号に規定する宅地は対象としないものとされています。

(3) 回答

銀行法を所管する金融庁に確認した結果、以下の回答がなされました。

- ・当該事業者及び当該事業者へ紹介する顧客が提携先金融機関の「取引先企業」である場合、提携先金融機関の営む業務は取引先企業に対する経営相談・支援としてのビジネスマッチング業務と考えられることから、銀行法第 10 条第 2 項柱書の「その他の付随業務」として取り扱うことが可能であると考えてよい。
- ・また、提携先金融機関が紹介する顧客が「取引先企業」ではない場合（例えば、個人事業主ではない個人を紹介する場合）であっても、提携先金融機関において、銀行法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、i) 当該業務が銀行法第 10 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか、ii) 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか、iii) 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか、iv) 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。

といった観点を総合的に考慮した上であれば、銀行法第10条第2項柱書の「その他の付随業務」として取り扱うことも可能であると考えてよい。

・なお、提携先金融機関において、これらの業務を実施するに当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から態勢整備が図られている必要があることに加え、顧客本位の業務運営の観点から、紹介する顧客においても最善の利益の実現が図られるように取り組むことが求められる。

詳細は別添の金融庁の公表内容をご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyoku/grayzone/01.pdf> (外部リンク)

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は内閣総理大臣となります)。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

添付: 規制所管大臣の公表の写し

※1.(3)回答の内容については規制所管官庁である金融庁にお問い合わせください。

(本プレスリリースのお問い合わせ先)

商務・サービスグループ サービス政策課サービス産業室長 宮下

担当者: 中村

電話: 03-3501-1511(内線 4021)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室 新規事業調整官 福本

担当者: 黒藪、橋詰

電話: 03-3501-1511(内線 2531~5)

03-3501-1628(直通)

03-3501-6590(FAX)